

2024年4月1日

新設分割に係る事後備置書面
(会社法第809条第1項第1号及び同施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー
エン・ジャパン株式会社
代表取締役 鈴木 孝 二

エン・ジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)は、2023年11月24日付新設分割計画書に基づき、2024年4月1日をもって、当社のエンS X事業に関して有する権利義務のを、新たに設立するエンS X株式会社(以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を実施しました。

当社が、会社法第811条第1項第1号および同施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)
2024年4月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過(会社法施行規則第209条第2号)
本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は、実施しておりません。
3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)
 - (1) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第806条)
本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施しておりません。
 - (2) 新株予約権買取請求手続(会社法第808条)
本件新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (3) 債権者異議手続(会社法第810条)
本件新設分割において、当社は、本件新設分割により新設分割設立会社に承継され

る債務すべてについて重畳的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施しておりません。

4. 本件新設分割により新設分割設立会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設分割設立会社は、2024 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のエン S X 事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はありません。

以上